

第21期第38回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和3年3月3日(水) 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 福岡県資源管理方針の一部改正について(諮問)

資料1

(2) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の告示について(諮問)

資料2

(3) 宗像地区におけるまき網漁業の4月操業について(協議)

資料3

(4) 1そうごち網漁業の共同漁業権内の操業承認について(協議)

資料4

(5) 筑肥連合海区漁業調整委員会について(報告)

資料5

(6) その他

2水第5144号

令和3年2月26日

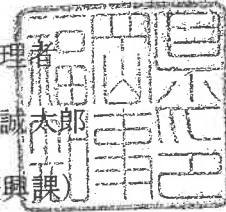
福岡県筑前海区漁業調整委員会会長

本田 清一郎 様

福岡県知事職務代理者

副知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



福岡県資源管理方針の一部改正について(諮問)

令和2年12月1日に漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という。)が改正され、本県では法第14条第1項の規定に基づき福岡県資源管理方針を策定しました。

特定水産資源の具体的な資源管理方針については、魚種ごとに別紙としてまとめており、現行の福岡県資源管理方針では、まあじ、まいわし、くろまぐろ(30kg未満のものに限る)、くろまぐろ(30kg以上のものに限る)の3魚種(4区分)について定めております。

令和3年4月1日よりするめいかについても改正後の漁業法に基づく資源管理が始まることを受け、するめいかに関する資源管理方針別紙を追記したいので、法第14条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・本県では令和2年12月1日付けで施行された改正漁業法（昭和24年法律第267号、以下「法」という。）第14条第1項に基づき、同日付けで本県水産資源の内、知事管理分に関する資源管理方針について定めた「福岡県資源管理方針」を策定した。
- ・今般、特定水産資源の「するめいか」について、令和3年4月1日より、改正後の漁業法に基づく資源管理が始まるため、国の資源管理基本方針にするめいかが追加された。
- ・これを受け、福岡県資源管理方針の一部を改正し、「するめいか」の資源管理に関する方針を追記する事について、法第14条第4項に基づき意見を伺うもの。

【資源管理方針の別紙について】

- ・特定水産資源（いわゆるTAC魚種）については魚種ごとに別紙を作成。令和3年1月1日から改正漁業法に基づく管理が始まっているまあじ、まいわし、くろまぐろ（知事管理は令和3年4月1日から）については別紙1-1から1-4として作成済み。
- ・令和3年4月1日より、「するめいか」についても改正漁業法に基づく管理が始まることから、今般の資源管理方針の改正でするめいかについて、別紙1-5として追記を行う。

【漁業調整委員会への協議について】

- ・法第14条第4項（10項により準じる場合を含む）において、都道府県知事は資源管理方針を定めようとするとき（あるいは変更しようとするとき）は、関係する漁業調整委員会の意見を聴かなければならない、とあることから、筑前海区漁調委に諮問を行う。

【別紙】

- ・福岡県資源管理方針改正案（変更部分のみ）
- ・資源管理基本方針（抜粋）

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

福岡県海域

② 対象とする漁業

全ての漁業（大臣管理区分を除く）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である2,102隻とする。

所の所在地)

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るすけとうだら根室海峡を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がすけとうだら根室海峡について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあつては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつ

- 137 -

たと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 第5のすけとうだら根室海峡大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2-12 するめいか)

- 138 -

第1 特定水産資源の名称

するめいか

第2 管理年度

4月1日から翌年3月末日まで

第3 資源管理の目標

水研機構において、単年魚であるするめいかの特性や分布域等が変動している状況を踏まえ、資源評価の手法の改良を進めることとしており、令和3年（2021年）の資源評価の結果を踏まえて、目標管理基準値及び限界管理基準値を定めることとする。

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

令和3年（2021年）の資源評価の結果、関係国の漁獲状況及びこれらの国の管理への取組状況並びに資源管理の方針に関する検討会の議論を踏まえて、漁獲シナリオを定めることとする。

2 漁獲可能量の算定方法

- 139 -

令和3年（2021年）の漁獲可能量は、暫定的に、令和2年（2020年）と同じ57,000トンとする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分は、沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）、犬中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）、いか釣り漁業（許可省令第2条第17号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において「大臣許可いか釣り漁業」という。）、小型するめいか釣り漁業（許可省令第77条第1項第2号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 するめいか沖合底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

沖合底びき網漁業の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の11の項の上欄に掲げ

- 140 -

2水第5144号

令和3年2月26日

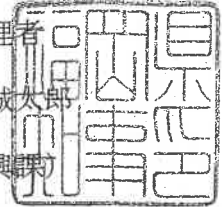
福岡県筑前海区漁業調整委員会会長

本田 清一郎 様

福岡県知事職務代理者

副知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の告示について (諮問)

令和2年12月1日に漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という。)が改正されました。

改正後の漁業法において、特定水産資源については、魚種ごとに知事管理漁獲可能量を告示することとされています。

令和3年4月1日より、するめいか及びくろまぐろの令和3管理年度が始まることを受け、するめいか及びくろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の公表を行いたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の告示について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・ 令和3年4月1日より、特定水産資源のするめいか及びくろまぐろの令和3管理年度が始まることを受け、両種の知事管理漁獲可能量の公表を行う。

【知事管理漁獲可能量の公表について】

- ・ するめいかについては、国より示された福岡県知事管理漁獲可能量が現行水準となっていることから、数量の設定はせずに告示。
- ・ くろまぐろについては当初配分として国から小型魚 7.1 トン、大型魚 7.2 トンが示された。管理年度開始後にも追加配分や小型魚と大型魚の融通等により、小型魚を中心に知事管理量が増加する見込み。

令和3管理年度における特定水産資源の福岡県漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている 福岡県漁獲可能量	基本シェア (%)	現行水準の場合の 目安数量 (トン)
するめいか	現行水準	0.2%	112 トン
くろまぐろ (小型魚)	7.1 トン		
くろまぐろ (大型魚)	7.2 トン		

※現行水準では、前年と同程度に漁獲努力量を抑えることで資源管理を行う

【漁業調整委員会への協議について】

- ・ 法第16条第2項に、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係する漁業調整委員会の意見を聴かなければならない、とあることから、筑前海区漁業調整委員会に諮問を行う。

【別紙】

- ・ 告示案
- ・ 水産庁より提示された令和3管理年度における特定水産資源の福岡県漁獲可能量の当初配分案（するめいか・抜粋）
- ・ 水産庁より提示された令和3管理年度における特定水産資源の福岡県漁獲可能量の当初配分案（くろまぐろ）

告示第〇〇号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 管理年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 〇〇日

福岡県知事職務代理者
副知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県漁獲可能量	知事管理区分及び配分数量
するめいか	現行水準	全ての漁業：全量
くろまぐろ(小型漁)	7.1 トン	全ての漁業：全量
くろまぐろ(大型魚)	7.2 トン	全ての漁業：全量

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
すけとうだら根室海峡大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第五 するめいか

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

57,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	現行水準
青森県	現行水準
岩手県	現行水準

- 7 -

宮城県	現行水準
秋田県	現行水準
山形県	現行水準
茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
神奈川県	現行水準
新潟県	現行水準
富山県	現行水準
石川県	現行水準
福井県	現行水準
静岡県	現行水準
愛知県	現行水準
三重県	現行水準

- 8 -

- 4 -

京都府	現行水準
兵庫県	現行水準
和歌山県	現行水準
鳥取県	現行水準
島根県	現行水準
山口県	現行水準
徳島県	現行水準
愛媛県	現行水準
高知県	現行水準
福岡県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	現行水準
熊本県	現行水準

- 9 -

大分県	現行水準
宮崎県	現行水準
鹿児島県	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

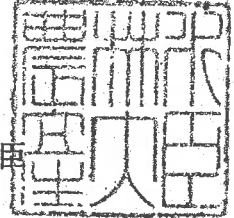
大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	11,000
するめいか大中型まき網漁業	3,500
するめいか中型いか釣り漁業	13,700
するめいか小型いか釣り漁業	18,600
するめいかその他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

- 10 -

2水管第 1992号
令和2年12月24日

福岡県知事 殿

農林水産大臣



くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の
通知

くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量
	(福岡県分)
くろまぐろ (小型魚)	7.1トン
くろまぐろ (大型魚)	7.2トン

要望書

平素より、宗像地域の漁業振興につきましては、多大なご尽力を賜ると共に格段のご指導・ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

◎ 現状と経緯

宗像漁協のまき網は、現在5ヶ統が操業しており、水揚げ高の30%超を占める基幹漁業となっています。しかしながら、近年、漁獲量低下と魚価低迷による水揚げ高の減少に加え、燃油費高騰などの経費増加により、まき網の経営は年々厳しさを増してきております。このため、現在は協同化を進め経費の削減に努めている所です。それでも将来を悲観し、まき網船を降りて、かごやさし網、つり等に転業する乗組員が相次いでおり、人出不足から操業の維持が困難になりつつある状況です。まき網がもし廃業するようなことになれば、組合経営への打撃や、乗組員の他種漁業への転業による漁場の過密化など、その影響は計りしれません。

そこで、経営の改善を目的として操業期間の拡大を要望し、平成28年から3年間、以降、令和1年からも継続して4月15日からの試験操業に取り組んでまいりました。その結果、過去3年は、水揚げ金額の向上という結果が得られましたが、令和2年におきましては気象状況等により3日間出漁できました。経営改善への道筋が見えてきましたが、その一方で、他種漁業からの理解が完全に得られていない部分もあります。

このため、宗像漁協といたしましては、まき網経営の改善、ひいては漁協経営の安定、漁場秩序の維持を目的として、また、今後の円滑な操業のため、引き続き1年間、試験操業に取り組む必要があると判断いたしました。

そこで、下記のとおり4月の試験操業の延長を要望いたしますので、漁業者の窮状をお察しいただき、特段のご高配のほどよろしくお願いいたします。

なお、試験操業の延長については、別紙のとおり関係漁協の同意も得られておりますことを申しそえます。

記

◎ 要望内容

条件内容	要 望	備 考
試験操業期間	4月15日～30日	毎年見直してきた3年間継続を更に、1年間継続
試験操業区域	距岸8マイル・沖ノ島 8マイル以遠	大中型まき網操業区域と同じ。

筑前海区漁業調整委員会

会 長 本 田 清 一 郎 殿



令和3年2月5日

宗 像 漁 業 協 同 組 合
 代表理事組合長 桑 村 勝



2宗水第356号

令和3年2月10日

筑前海区漁業調整委員会

会長 本田 清一郎 様

宗像市長 伊豆 美沙子

(産業振興部水産振興課)



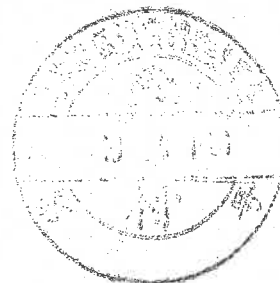
宗像地区における中型まき網漁業の許可に関する意見書

平素より宗像地区の漁業振興に関しまして格段のご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年1月15日付け令2宗漁第10号にて宗像漁業協同組合から標記の件に関して、筑前海区漁業調整委員会に対する意見書提出の要望がありました。

貴委員会において、中型まき網漁業の操業期間を前倒しする試験操業が承認されたことにより、まき網漁業の水揚が組合の経営改善に寄与しているとの報告を宗像漁業協同組合から受けました。市としましても漁業振興の一助となる組合経営の改善が図られることは大変喜ばしいことであります。これまでの実績を踏まえ、より詳細な情報収集のために試験操業を延長することについて関係者との調整が整ったとの報告を受け、市としまして意見書の提出を行なうものです。

筑前海区漁業調整委員会におかれましては、宗像漁業協同組合の窮状をご理解いただき、中型まき網漁業の許可に関する要望に対しまして特段の配慮をしていただきますようお願い申し上げます。



同意書の報告

令和3年3月1日

福岡県漁業管理課

課長 中原 亨 殿

所在地 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同

代表理事組合長 桑村勝士



この度、まき網漁業の試験操業に対しまして関係漁協の同意書が
得られましたので関係書類を掲出いたします。

添付書類

糸島漁業協同組合	同意書の複写
福岡市漁業協同組合	同意書の複写
新宮相島漁業協同組合	同意書の複写
遠賀漁業協同組合	同意書の複写
ひびき灘漁業協同組合	同意書の複写
北九州市漁業協同組合	同意書の複写



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(毎年見直し、1年間継続)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 3 年 2 月 19 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合


代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所

組合名

代表者名

福岡県糸島市志摩成志778番地
糸島漁業協同組合
代表理事組合長 仲西利彦



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(毎年見直し、1年間継続)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所

組合名

代表者名

福岡市西区愛宕浜4丁目49番1号
福岡市漁業協同組合
代表理事組合長 藤野 秀 司



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(毎年見直し、1年間継続)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 3 年 2 月 9 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所

組合名

代表者名

福岡県粕屋郡新宮町相島1554

新宮相島漁業協同

代表理事
組合長 芥 上



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(毎年見直し、1年間継続)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 3 年 2 月 10 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所

福岡県遠賀郡岡垣町大字波津1675番地
組合名 遠賀漁業協同組合
代表理事組合長 中西隆雄

代表者名



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(毎年見直し、1年間継続)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 3 年 2 月 10 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所

組合名 北九州市若松区大字安屋1742番地
ひびき灘漁業協同組合

代表者名 代表理事
組合長 本 田 義



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(毎年見直し、1年間継続)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 3 年 2 月 19 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所

〒808-0008 北九州市若松区大字小竹3008番地7

組合名

北九州市漁業協同組合

代表理事
組合長 長村 秀

代表者名



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(毎年見直し、1年間継続)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 3 年 2 月 19 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 桑村 勝士 殿

住所 〒808-0008 北九州市若松区大字小竹3008番地7

組合名 北九州9ヶ浦漁業権管理委員会

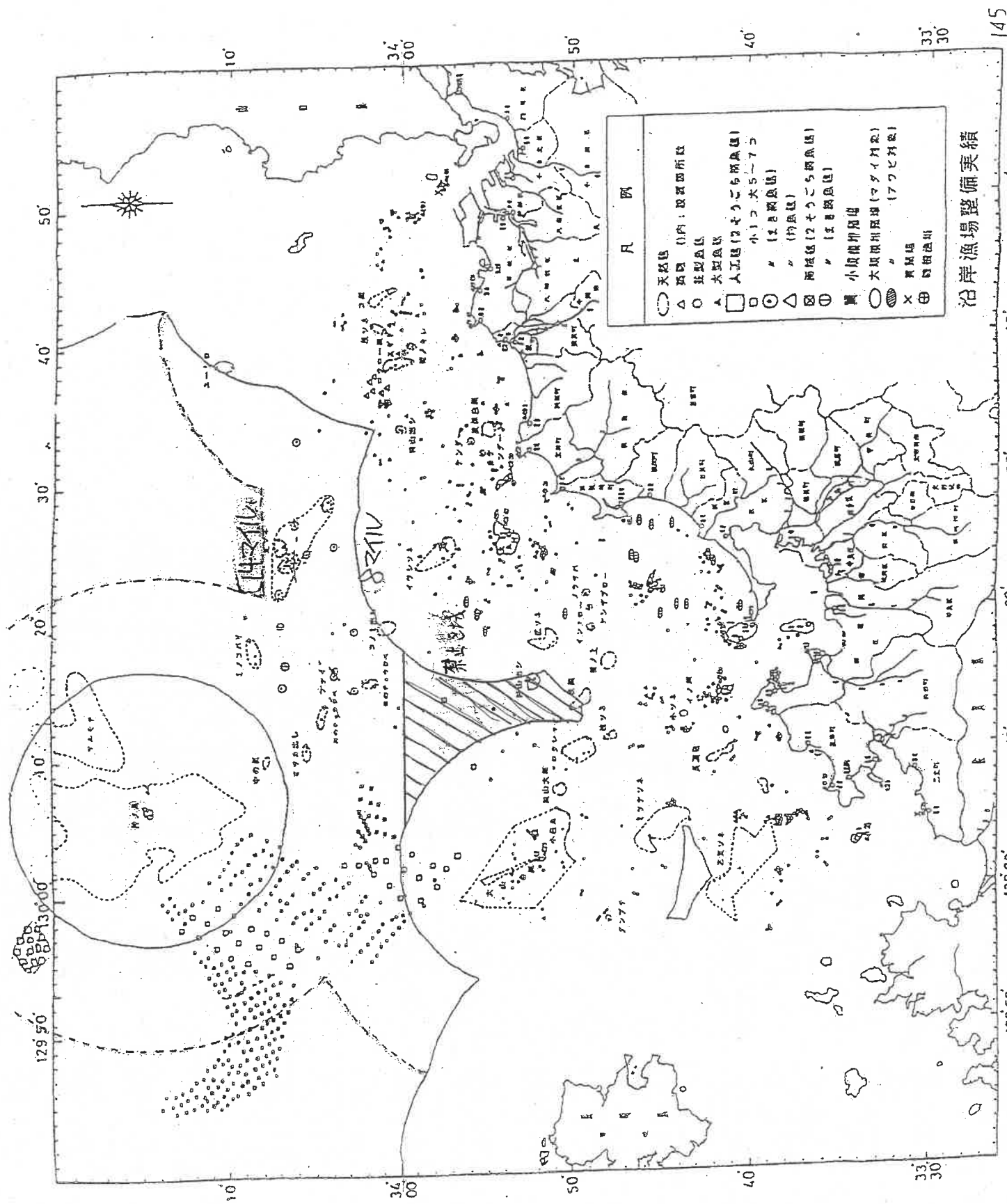
代表者名 委員長 梶原 康 弘



沿岸漁場整備実績

凡 例

○	天然池
△	築池 (内：設置箇所数)
○	荘別漁区
△	大型漁区
□	人工区 (そのうち)
○	小1コ 大5-7コ
△	(竹漁区)
○	所産区 (そのうち)
△	(ほり網漁区)
○	小坂備前漁場
○	大坂備前漁場 (マタイ村区)
○	東尾区 (7コビ村区)
○	東尾区
○	西尾区



あじ・さばまき網漁業（4月操業）許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
宗像地区 (鐘崎、大島)	5	宗像市

(2) 船舶の総トン数

網船は15トン未満とする。

(3) 操業区域

筑前海区海面

(4) 漁業時期

4月15日から4月30日まで

(5) 漁業を営む者の資格

(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。

過去3年間において操業実績のあった者（5～12月操業含む。）。

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

(1) 最大高潮時海岸線から8海里以内の海域においては操業してはならない。

(2) 日の出から日没までの間は操業してはならない。

(3) まき網漁業の付属船は、知事の認可を受けた船舶以外を使用してはならない。

(4) まき網漁業に使用する漁船には、1漁船につき集魚灯に使用する電球10キロワットをこえる電気設備をしてはならない。

(5) まき網漁業には、1統につき網船を含み3隻をこえる灯船を使用してはならない。

4 休業届

やむを得ず漁業を休業する場合は、様式第1号により休業届を提出するものとする。

5 申請書の添付書類等

許可申請者は、本漁業に使用する付属船（灯船、魚探船、運搬船）に関し、別に定める「あじ・さばまき網漁業に係る付属船の認可要領」により必要書類を提出するものとする。

(様式第1号)

あじ・さばまき網漁業休業届

年 月 日

福岡県知事

殿

住所

氏名

下記理由により〇〇年度はあじ・さばまき網漁業を休業しますので届出します。

記

休業の理由

--

1 そろごち網漁業の共同漁業権内の操業承認について

- きす1そろごち網及びたい1そろごち網漁業では、共同漁業権内は操業除外区域となっているが、漁業権管理委員会から操業承認の届出があり、漁業調整委員会の意見を聞いて、県が認めた海域は操業可能となる。
- 令和3～7年度漁期については、令和2年度どおりの内容で各地の漁業権管理委員会から操業承認の届出が提出されている。

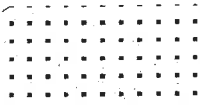
【令和3～7年度漁期における共同漁業権内操業承認の届出】

届出元	関係する共同漁業権	備考	次ページ以降で関係する図面番号	
			きす	たい
糸島地区共同漁業権管理委員会	筑共第1号	令和2年度と同様の内容で届出	①	①
筑共第3号共同漁業権管理委員会	筑共第3号		②	なし
筑共第5号共同漁業権管理委員会	筑共第5号		②, ③	②
博多湾漁業権管理委員会	筑共第8号		④	なし
筑共第9号共同漁業権管理委員会	筑共第9号		⑤	なし
筑共第10号共同漁業権管理委員会	筑共第10号		⑥	③
宗像地区漁業権管理委員会	筑共第12号		⑦	なし
北九州地区3ヶ浦共同漁業権管理委員会	筑共第16号		⑧, ⑨	⑤, ⑥
北九州地区2ヶ浦漁業権管理委員会	筑共第17号		⑧, ⑨	⑤
北九州地区6ヶ浦共同漁業権管理委員会	筑共第18、19号		⑩	④
北九州地区9ヶ浦漁業権管理委員会	筑共第20号	⑨, ⑩	④, ⑥	

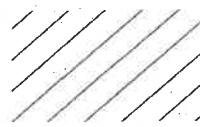
きす1そうごち網

共同漁業権漁場内承認届出区域(1)

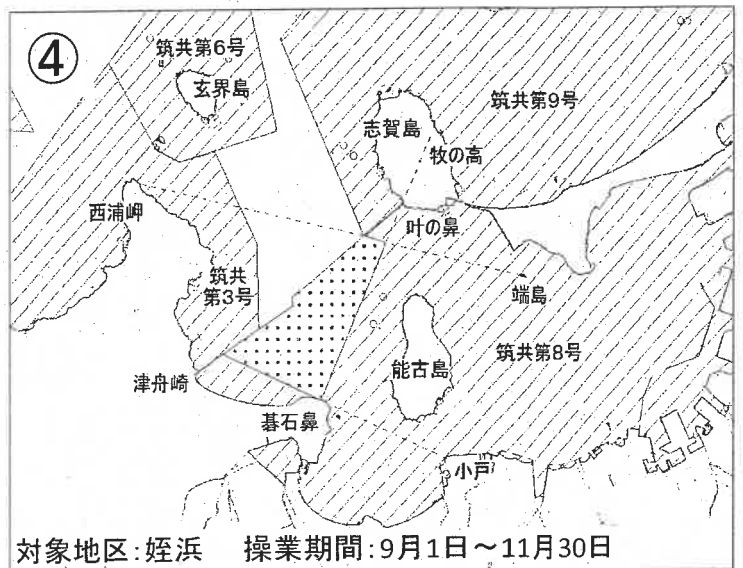
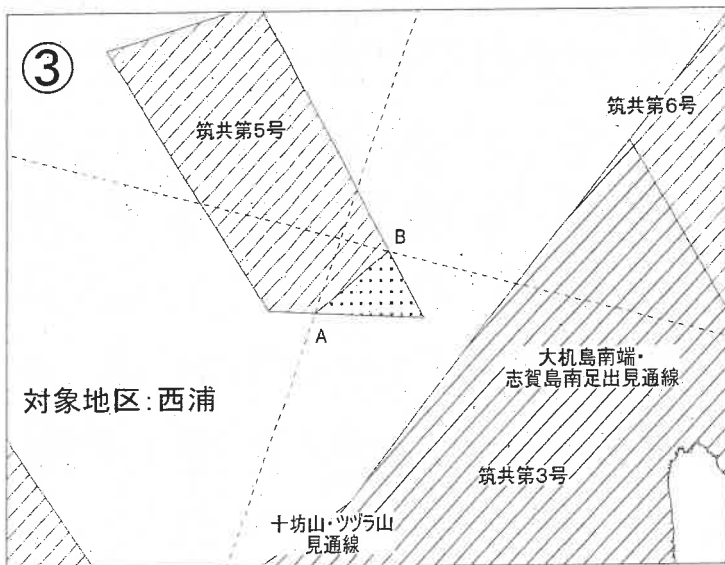
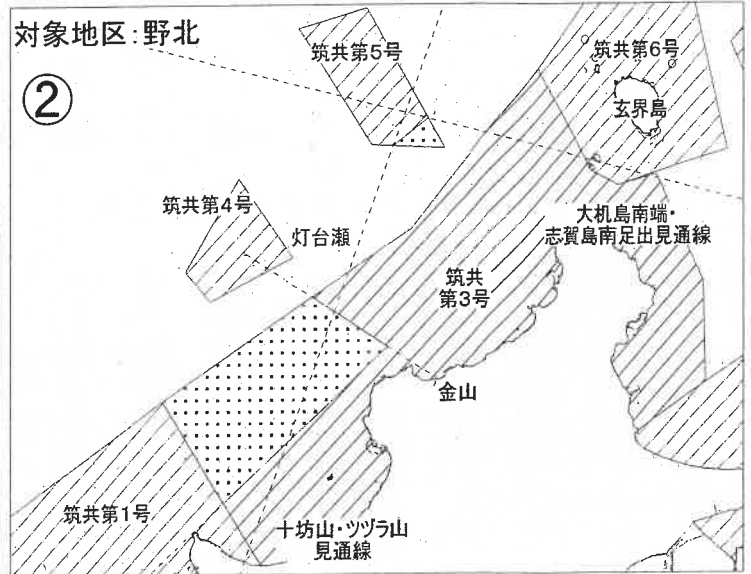
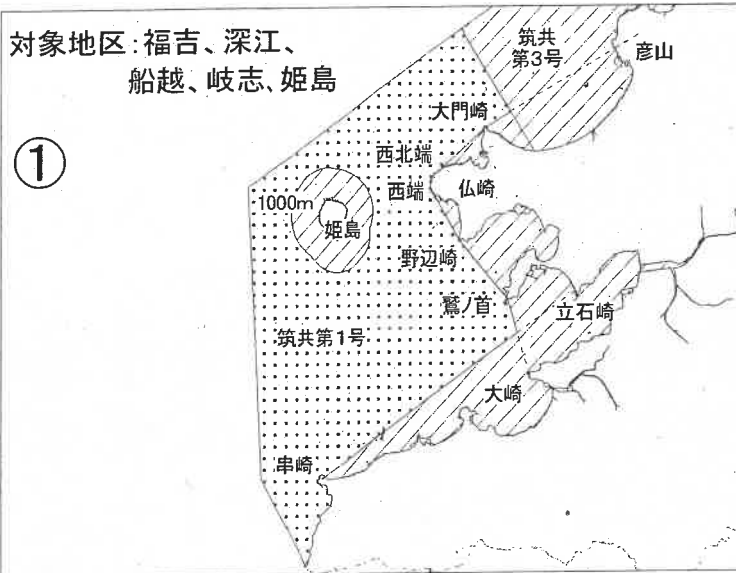
凡例



···地区別操業承認区域



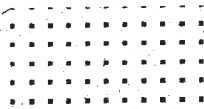
···操業禁止区域



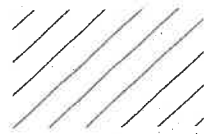
きす1そうごち網

共同漁業権漁場内承認届出区域(2)

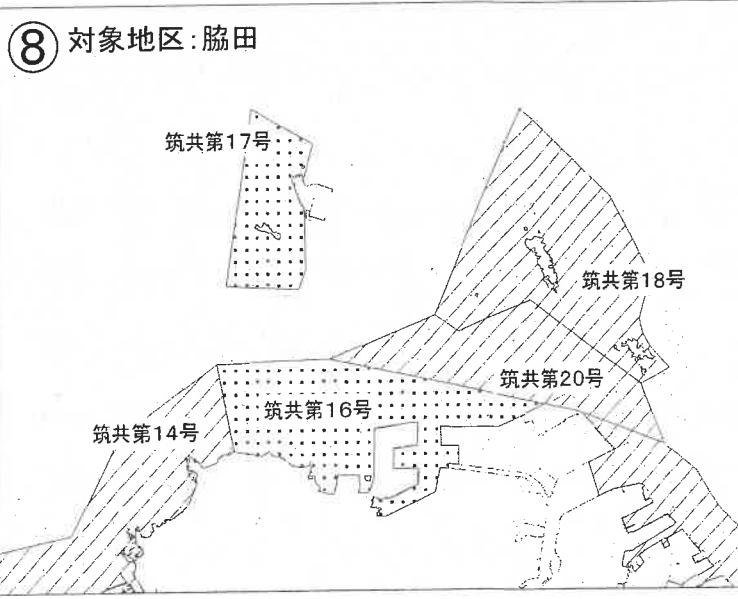
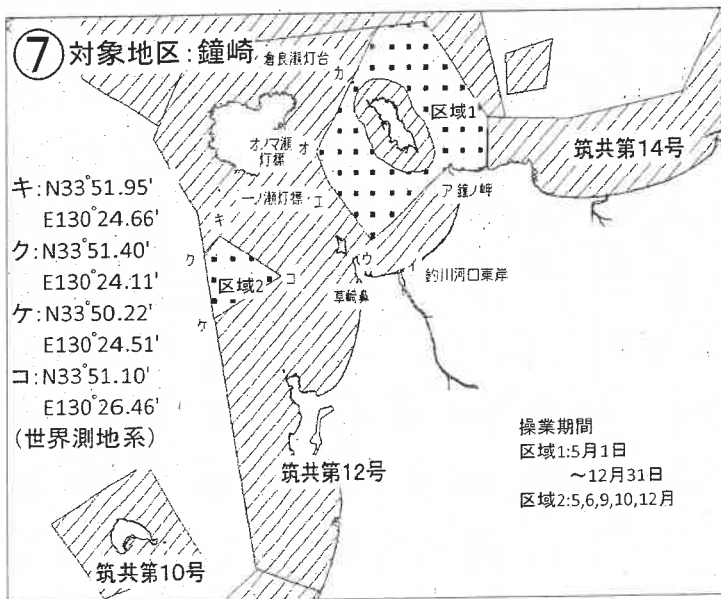
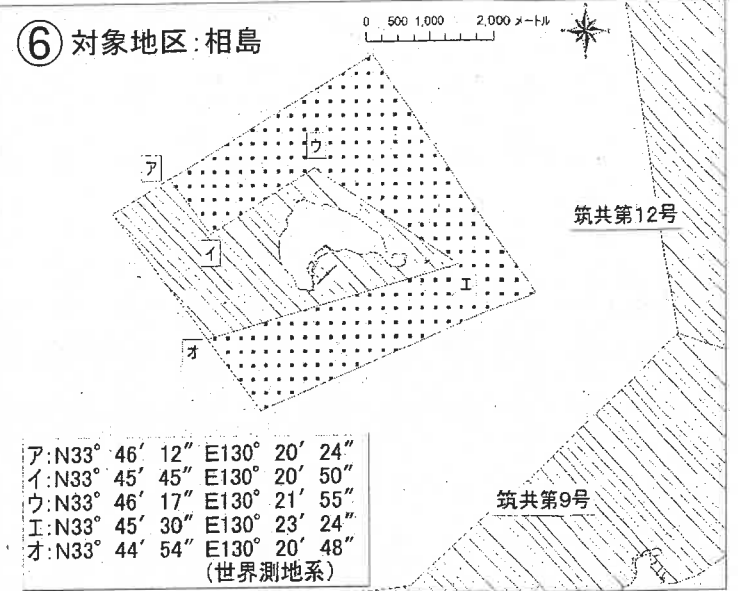
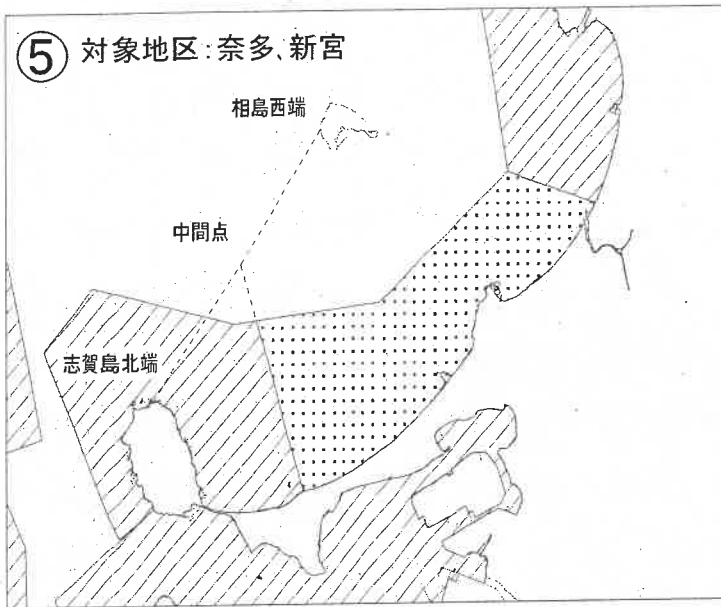
凡例



地区別操業承認区域



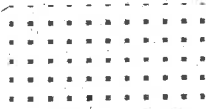
操業禁止区域



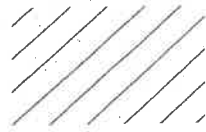
きす1そうごち網

共同漁業権漁場内承認届出区域(3)

凡例

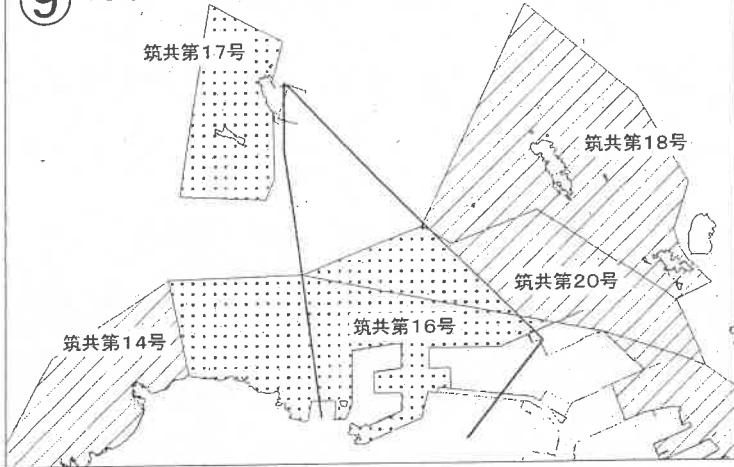


…地区別操業承認区域

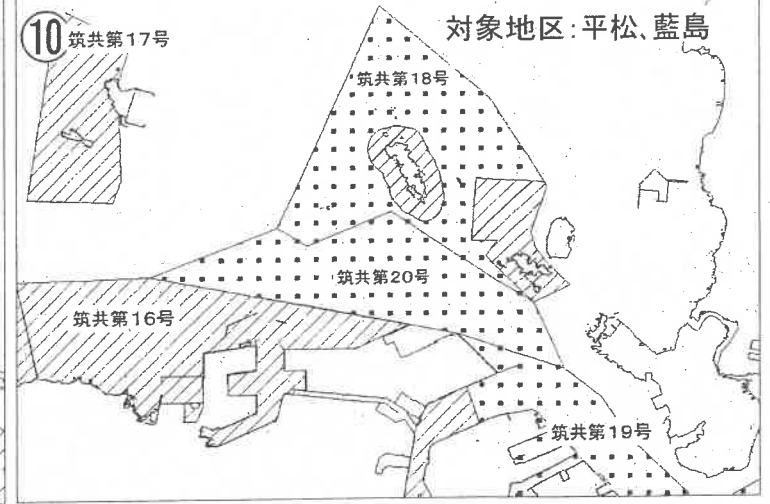


…操業禁止区域

9 対象地区: 脇之浦



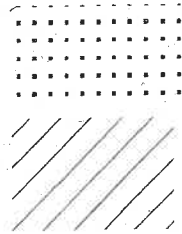
10 対象地区: 平松、藍島



たい1そうごち網

共同漁業権漁場内承認届出区域

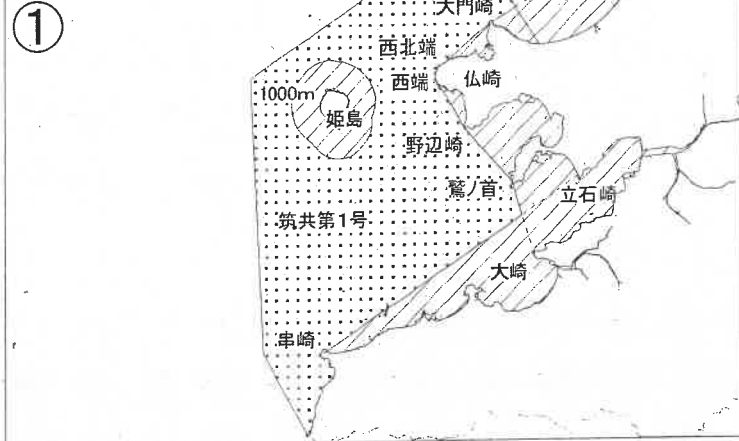
凡例



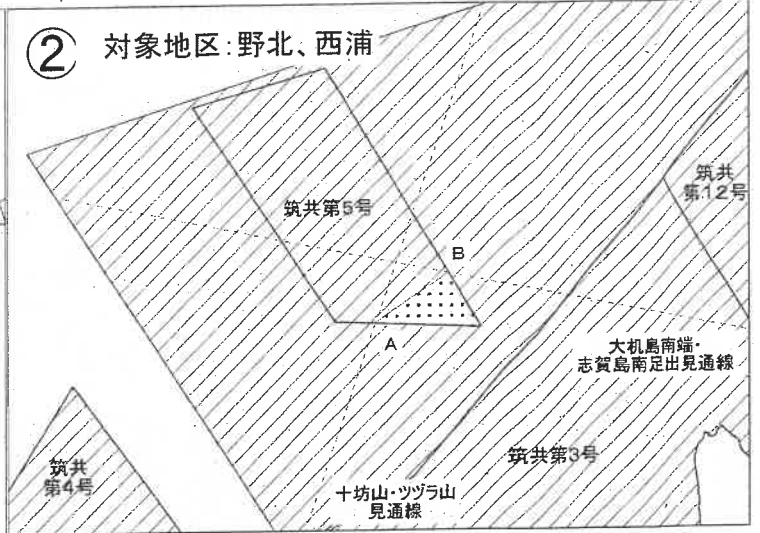
地区別操業承認区域

操業禁止区域

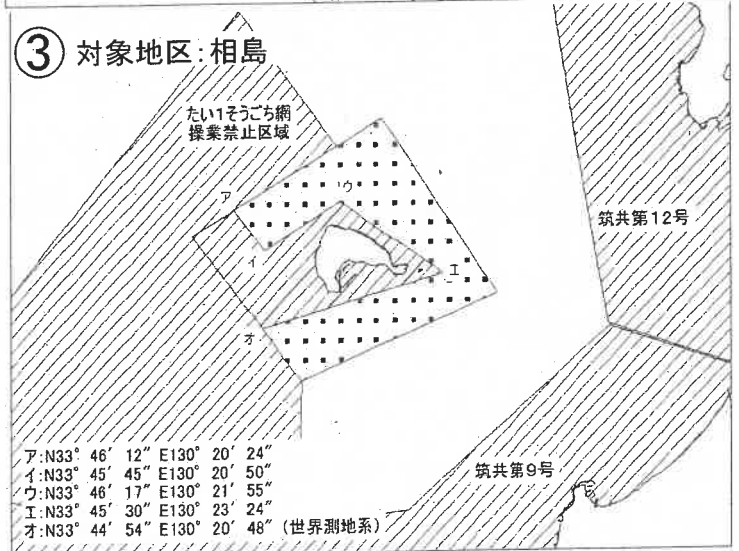
① 対象地区: 福吉、船越、岐志、姫島



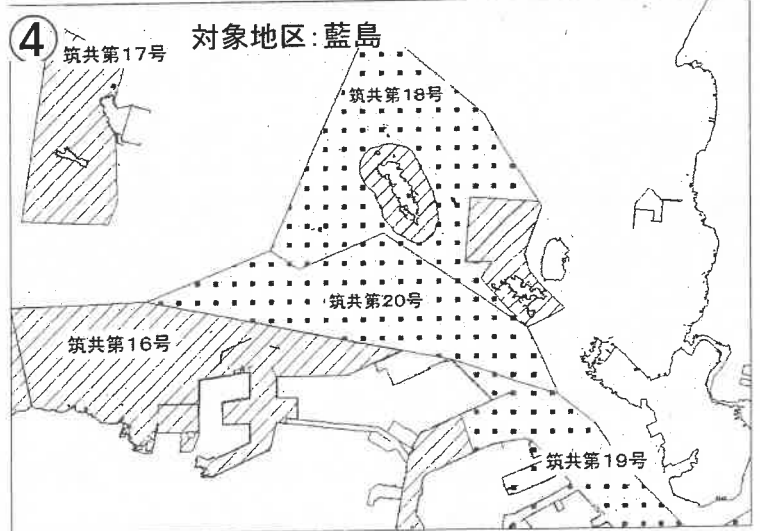
② 対象地区: 野北、西浦



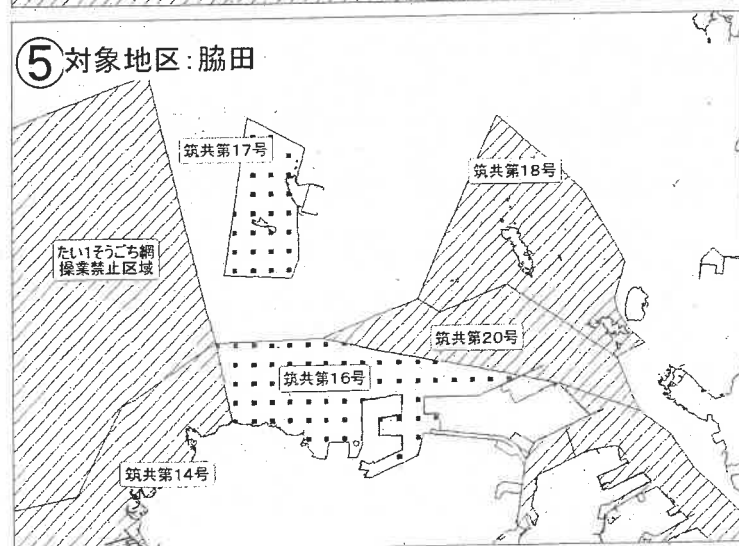
③ 対象地区: 相島



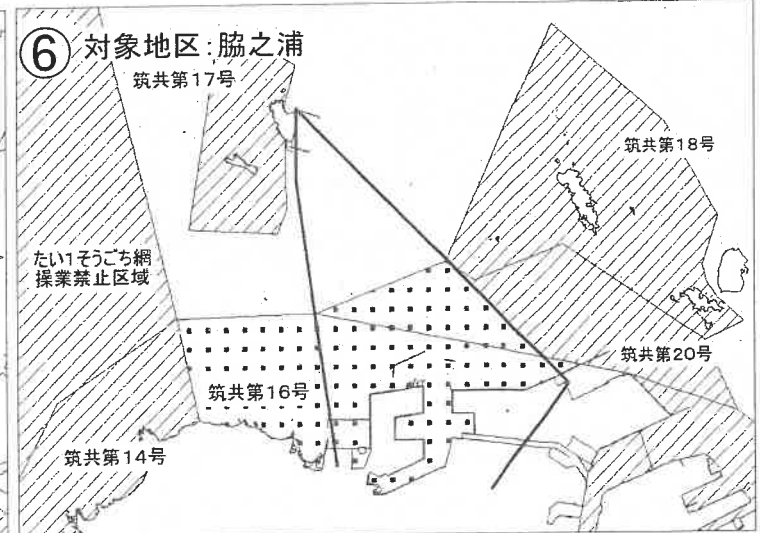
④ 対象地区: 藍島



⑤ 対象地区: 脇田



⑥ 対象地区: 脇之浦



第21期第5回筑肥連合海区漁業調整委員会

日時：令和3年1月26日 13:00～
場所：福岡県海区漁業調整委員会室(ウェブ会議)
(福岡県福岡市博多区東公園7-7)

次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 会長、副会長の選任について(協議)

資料1(3～4頁)

- (2) 筑肥連合海区漁業調整委員会規程の一部改正について(協議)

資料1(3～4頁)

- (3) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について(協議)

資料2(5～11頁)

- (4) 福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船の操業について(協議)

資料3(12頁)

- (5) 佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について
(協議)

資料4(13～18頁)

- (6) 「第37回筑肥漁場協議会福岡佐賀いかかご漁業協定書」の有効期間延長について(報告)

資料5(19～22頁)

- (7) その他

3. 閉 会